

武蔵野市住民投票条例の可決をめざした市民の運動

看護師・コラムニスト 宮子あずさ（吉祥寺東町在住）

松下玲子通信 8 号の市政報告にもありますように、武蔵野市住民投票条例案は昨年 12 月 21 日の本会議で残念ながら否決されました。私は、条例案に賛成する立場から、志を同じくする仲間と連日街宣活動を行い、市議会の傍聴にも行きました。ですからこの結果は無念であり、理不尽でなりません。私たちの活動を、皆さんに是非お伝えすべく、一市民としてご報告申し上げます。

■長い時間をかけて練られた、多様な市民の声を聞く住民投票条例制度案

私は、一定数(案では投票資格者の1/4)の署名が集まれば、住民投票が行える常設型の住民投票条例制度は、市民の意思表示の権利として、民主主義に基づく住民自治のあり方として、必須なものとして捉えていました。

また、自らが暮らす地域に深く関連したテーマについて行われる住民投票は、その地域に居住する一定の年齢(案では 18 歳以上)の人であれば、国籍問わず投票する権利が与えられて当然。国籍を問わず 3 ヶ月以上定住し住民登録した住民に権利が与えられる今回の案は、「多様な市民の声に耳を傾け、市民自治をさらに前に進める」という第六期長期計画の理念を実現するものです。

そして、この住民投票条例(案)は一朝一夕にできたものではありません。以下のように、複数回のパブリックコメントの募集を含む長い経過を経て、練り上げられてきたものです。

住民投票条例ここまでの経過 (むさしの憲法市民フォーラム チラシより)

2016 年 11 月 ～18 年 10 月	武蔵野市自治基本条例(仮称)懇談会(有識者 3 名、公募市民 2 名、市議会議員 2 名、副市長 2 名)で検討
2018 年 2 月	自治基本条例骨子素案の公表／パブリックコメントの募集及び市民意見交換会の実施
2018 年 3 月	自治基本条例骨子案に関する市民ワークショップ(テーマの 1 つが住民投票条例)
2019 年 9 月	自治基本条例素案の公表／パブリックコメントの募集
2020 年 1 月	自治基本条例案に関する市議会での議論(特別審査会による審査)
2020 年 3 月	自治基本条例案が全会一致で可決
2020 年 12 月	住民投票条例(仮称)検討委員会設置
2021 年 2 月	住民投票条例(仮称)骨子案の公表 ／市議会議員との勉強会、パブリックコメントの募集、市議会各会派及び市職員からの意見聴取
2021 年 3 月	市民意見交換会、 無作為抽出の市民アンケートを実施(賛成が 7 割)
2021 年 6 月	コミセンでの意見交換会
2021 年 8 月	住民投票条例(仮称)素案の公表／パブリックコメントの募集、市民意見交換会、市議会各会派及び市職員からの意見聴取
2021 年 11 月	素案への意見に対する市の考え方公表／第 14 回市議会定例会へ条例案を上程

特に強調したいのは、市長選挙前の 2021 年 8 月に発表された素案には、「外国籍市民を投票資格者に含めて、追加の要件は設けないこととします」と明記されている点です。今回強く反対した市議会自民党は、8 月に発表されたこの内容について選挙の争点にはしませんでした。

本会議の議決で反対した議員が挙げた理由は主に、①<市民への周知やさらなる議論の必要性>と②<「居住 3 ヶ月の外国人に投票権を与えるのは不適切」という 2 点でした。②については、当初「最高裁が外国人の住民投票権を違憲と判断した」と言っていましたが、これが市の法律専門家らによって論破されたため、①の理由が特に強調された印象があります。

しかし、実際には、このような経過を経て作成された住民投票条例案であって、パブリックコメントの数や、意見交換会の参加者数も、他のテーマに比べて特に少ないとは言えないのです。何をもち、周知や議論が不足しているのでしょうか。あくまでも私見ですが、反対のための反対のように感じ、結果として排除される外国籍市民への気遣いは皆無だと思いました。

■住民投票制度についての誤解を解き、理解を深めて成立させて欲しい

特に反対の声もなく、自治基本条例案同様、住民投票条例案も、このまま全会一致で可決するのだろう。そう思っていた私の予想が危うくなってきたのは、昨年 11 月に、武蔵野市が市議会に上程する予定の住民投票条例案に、国籍を問わず 3 ヶ月の市内居住で投票権を与える項目があることを産経新聞が報じてからです。SNS には見るに堪えない差別的な発言が広がり、やがて、市役所周辺に連日ヘイト団体や右翼が街宣車で乗り付ける騒ぎになったのです。

反対を叫ぶ人たちは、あからさまな差別的言動を繰り返すいわゆるヘイト団体から、差別的な意図を隠している人たちまで、やり方はさまざまでした。ただし、すべてに共通しているのは、地域住民に関わる問題について行われる住民投票を、選挙の投票と混同させるような表現を用いて、反対を誘導した点です。

私は永住外国人の選挙権については賛成の立場ですが、今回の住民投票条例案は、そのきっかけにもならないような、ささやかな権利に過ぎません。誤導によって選挙権と混同させられた人が少なからずいました。

住民投票は、市政の重要なテーマ(施策)について、住民が賛否の意思を表明するための制度で、市長や市議会議員を選ぶ選挙権などの「地方参政権」とは全くの別物です。この条例によって武蔵野市に住民登録をしている外国籍住民が選挙に投票できるようになるものではありません。

住民投票に外国籍住民の投票を認めている自治体は全国で 42 あり、すでに 200 を超える住民投票が、外国籍住民も参加して行われています。また、神奈川県逗子市と大阪府豊中市は、武蔵野市住民投票条例案と同じ条件で外国籍住民に住民投票権を与えています。

にもかかわらず、武蔵野市の住民投票条例案がここまで集中砲火を浴びたのは、いったいなぜなのでしょう。私には、右派メディアと国会議員が市議会を巻き込み、最近の選挙ではリベラルな政治家を選んでいる武蔵野市を狙い撃ちにした、市民不在の攻撃に見えてなりません。

第六期長期計画の目標にある「多様性を認め合う支え合いのまちづくり」を実現するためには、外国籍住民になぜ同じ権利を与えるのか、を問うのではなく、なぜ排除しなければならないのかこそが、問われなくてはなりません。条例案は、こうした議論の結果出されたものです。

今一度この条例案の理解を深め、制定をして欲しいと思っています。